

総和南中学校の部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意する。

2 適切な部活動運営のための体制整備

- 校長は、「県運営方針」並びに「古河市部活動の運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- 部活動顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及びそれぞれの部活動の「活動計画」を生徒及び保護者へ通知する。
- 校長は、定期的に「部活動運営委員会（顧問会議等）」を開催する。
- 校長は、すべての部活動の活動計画が閲覧できるように校内に掲示する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長は、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動をするよう指導し、生徒の生活や健康に留意するとともに、教職員の負担軽減にも配慮する。
- 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動顧問は、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施し、より良い運営を目指した工夫・改善に努める。
- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、活動を原則として行わない。
- 高温や多湿時において、練習試合や練習については、中止等柔軟な対応を行う。また、やむを得ない事情により実施する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

4 適切な休養日等の設定

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度と

し、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- 校長及び部活動顧問は、休養日を週当たり2日以上設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動する。
- 学校閉庁日(学校に日直を置かずに、学校として対外的業務を行わない日)は、原則、活動は行わない。
※学校閉庁日は以下のとおり(ただし、週休日を除く)

8月13日～16日(お盆の期間)	11月13日(県民の日)
12月27日・28日	創立記念日

※大会等の参加が予定され、特別に実施する場合は、校長の許可並びに保護者の承諾を必要とする。

- 8月13日～16日及び12月29日～1月3日は、長期休養期間とする。
- 総体全国大会に出場する場合は、閉庁日(8/13～8/16)についても、市教育委員会の承認を得て活動することを可能とする。
- 定期テストの直前3日間は、原則として休部とする。

小学校段階においても、一部の市町村においては、部活動と同じようにスポーツ・文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間に配慮する必要があることから、部活動に準ずることが望ましい。

5 運動部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わないこととするが、公式大会(総体・新人)の2週間前から、公式大会終了までの期間は、校長の許可及び保護者の承諾を得て朝の活動を実施してもよいこととする。
- 選抜チームによる駅伝の練習等も同様とする。
- ※「公式大会」とは運動部・・・総合体育大会、新人体育大会
吹奏楽部・・・吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト
その他の部活動については、随時協議する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度としないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 参加する大会は、1月当たり1大会程度、年間12大会程度を目安とする。

7 その他

- 本運営方針は、令和元年9月1日から適用する。